の四第三項」に改める。

第五条中「第五条第三号」を

「第五条第一項第四号」に改め、同条第三号中「要求して

(定価 箇年 三万八千八百八十円

令 和 Ŧi. 年

号

九四

Н 曜 金

H

も」を「請求しても」に改める。

この条例は、

月

業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。 大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

令和五年十月六日

大分県条例第二十三号

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正

〇条

例

旅館業法施行条例の一部改正 ……

大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例の廃止

例

目

次

うに改正する。 大分県立学校の設置に関する条例 (昭和三十九年大分県条例第五十七号)の一部を次のよ

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県知事

佐

藤

樹

郎

別表の特別支援学校の部の大分県立大分支援学校の項の次に次のように加える

大分県立中央支援学校

大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分市東大道二丁目五番一二号

附 則

この条例は、 令和五年十月十日から施行する。

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分県条例第二十二号

は、

廃止する。

則

大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年大分県条例第四十五号)

大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

この条例は、

令和六年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月六日

大分県条例第二十一号

令和五年十月六日

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和三十二年大分県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条

大分県報号外(条例

令和五年十月六日